

# 小松製作所健康保険組合と事業主が共同で実施する健康管理事業の公表について

小松製作所健康保険組合

理事長 村上 正史

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となりますが、個人情報保護法第23条第4項第3号において特定の者との間で共同事業を実施し、個人データを共有利用する場合、「①共同で利用される項目、②共同して利用する者の範囲、③利用目的、④個人データ管理の責任者」を本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているときは、共同利用者は第三者に該当しないこととされています。

小松製作所健康保険組合では、健康管理事業の実施について次の通り公表いたします。

## 1. 事業主との健康管理事業の共同実施について

当組合では、被保険者(従業員)の健康管理を考える上で効率的、効果的に実施するため、事業主と共に健康診査事業、保健指導事業及び受診勧奨事業等を共同実施しております。

## 2. 共同利用する健診データ項目等について

### ○内科診察

(問診と聴打診、既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査、喫煙歴、服薬歴等)

### ○身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)

### ○視力・聴力検査(会話法あるいはオージオメーター)

### ○胸部X線

### ○胸部CT

### ○血圧測定(収縮期、拡張期)

### ○心電図検査(安静時)

### ○尿検査(蛋白、糖、潜血)

### ○腎機能検査(尿素窒素、クレアチニン)

### ○胃部検査(胃透視または胃内視鏡検査、ペプシノーゲン、ABC検査、ピロリ菌検査)

### ○便潜血反応検査

### ○腹部超音波検査(肝臓、胆のう、脾臓、膵臓、腎臓)

### ○肝機能検査(GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP、総蛋白、総ビリルビン、ALP)

### ○膵臓検査(アミラーゼ)

### ○肝炎ウイルス検査(HBs抗原、HBs抗体、HCV抗体)

### ○血中脂質・尿酸検査(総コレステロール、中性脂肪、HDLコレステロール、尿酸)

### ○血糖検査(糖代謝:空腹時血糖、HbA1c)

### ○血液一般検査(白血球、赤血球、血色素量、Ht、血小板)

### ○子宮がん検査(内診、細胞診、経膈超音波:女性のみ)

### ○乳がん検査(視触診、マンモグラフィー、超音波:女性のみ)

### ○眼圧検査

### ○腫瘍マーカー検査(前立腺がん:50歳以上男性のみ)

### ○脳検査(MRA、MRI)

- その他、医師が必要と判断した検査
- 上記検査等通知のほか、各項目の判定結果、総合判定・指導事項
- 問診データ
- 健康づくり事業等参加状況

### 3. 共同利用するレセプト(診療報酬明細書)情報について

受診勧奨等に必要な最低限のレセプト情報(医療機関での受診の有無)

### 4. 共同利用する者の範囲について

- ・事業所の産業医
- ・事業所の総務担当部門担当者、責任者
- ・事業所の健康管理室(健康診断担当部門)担当者、責任者
- ・小松製作所健康保険組合の保健事業担当者、責任者、事務長、常務理事

### 5. 特定保健指導実施について

- ・小松製作所健康保険組合と事業主が協働で実施し、原則、就業時間内に実施します。
- ・特定保健指導を円滑に実施するため、外部委託業者(※1)と上記「4」の者が対象者への参加促進等を実施します。

(※1): (株)メディヴァ、(株)ウェルネスリーダーズ、(財)北陸体力科学研究所、(株)グリーンハウス、

### 6. 共同利用する者の利用目的について

- ・事業所の総務担当部門、健康管理室(健康診断担当部門)等においては、労働安全衛生法の目的に沿って、職場における労働者の安全と健康を確保すると共に快適な職場環境の形成を促進します。また、職場だけでなく労働者が健康な日常生活を送れるように、小松製作所健康保険組合と共に健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、事業所の総務担当部門・健康管理室(健康診断担当部門)にデータ保存し、事業所の産業医の判定と指示に従って、事業所の保健師・看護師による健康相談、保健指導等を実施します。

- ・小松製作所健康保険組合においては、健康保険法第150条の趣旨に則り、事業所の総務担当部門・健康管理室(健康診断担当部門)と共に、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

具体的健診データの利用は、健保組合のコンピューターにデータ保存し、事業主の産業医、保健師及び看護師による健康相談、保健指導を実施します。また、メタボリックシンドロームの該当者及びその予備群を対象に、特定健診データを基に抽出し特定保健指導を行います。

また、重症化予防の観点から、健診後の受診勧奨を事業主と円滑に実施するため、必要最低限のレセプト情報(医療機関での受診の有無)についても有効利用します。

### 7. 健診データの管理責任者名(もしくは名称)について

- ・健診データの管理責任者は、事業所の総務担当部長、健康管理室長(健康診断担当部門所属長)と小松製作所健康保険組合常務理事です。

以上